

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年7月9日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	9,835,000	9,835,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
自動車リース	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年7月10日	トヨタカーローラ香川株式会社 香川県高松市鬼無町是竹94	会計規程第25条第1項 本件は業務上使用することが必要であり、継続して使用可能なリース物件について、当該リース元である同社と随意契約したものである。	1,579,200	1,579,200	100.00%	-	業務上使用することが必要であり、継続して使用可能なリース物件について、当該リース元との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
募集委託並びに償還金支払及び買入消却事務委託契約(住宅金融支援機構住宅宅地債券特第87回55)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年7月17日	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内1-3-3	会計規程第25条第1項 住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間(初回償は10年償)、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、年2回の積み立てを最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があることから、当初に契約を締結した相手方と随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間(初回償は10年償)、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、年2回の積み立てを最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
機構本体格付の付与に係る年間手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年7月17日	ムーディーズ・ジャパン株式会社 東京都港区愛宕2-5-1	会計規程第25条第1項 証券化支援事業(保証型)は、金融機関が証券化を行うため、保証型格付会社は、金融機関において決定する。保証型MBSの格付けを行うに当たっては、債務保証を行う機構についての本体格付も必要となるため、金融機関が選定した同社と随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	証券化支援事業(保証型)は、金融機関が証券化を行うため、保証型格付会社は、金融機関において決定する。保証型MBSの格付けを行うに当たっては、債務保証を行う機構についての本体格付も必要であることから、金融機関が選定した同社との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
登記事項証明書等発行手数料	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年7月17日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,242,500	1,242,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
与信ポートフォリオ管理システムのプログラムメンテナンス	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年7月31日	株式会社ティーザー アイ・フィナンシャル・ソリューションズ 東京都品川区東品川4-12-2	会計規程第25条第1項 与信ポートフォリオ管理システムは、契約相手方が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、メンテナンスを実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。	5,964,000	5,717,250	95.86%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、メンテナンスを実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。	1	
社内情報共有システム(Withシステム)パソコンに係る賃貸借	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年7月31日	東京センチュリーリース株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上使用するパソコン機器の賃貸借を契約期間満了後、引き続き利用する必要があったため、新規に調達した場合に比べ、極めて低コストで調達することができる再リースにより、契約を継続したものである。同パソコンには社内情報共有システム(Withシステム)等のソフトウェアが稼働しており、機器を交換する場合は動作確認及び不具合発生時の対応が必要となるため、同パソコンを継続して利用することが効率的であり、同社と随意契約したものである。	1,587,156	1,587,156	100.00%	-	本件は、賃貸借中のパソコンを契約期間満了後、引き続き利用する必要があったため、新規に調達した場合に比べ、極めて低コストで調達することができる再リースにより、契約を継続したものであり、再リースにより、同パソコンを継続して利用することができる同社と随意契約したものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年8月7日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	9,464,000	9,464,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16	平成21年8月13日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,610,000	1,610,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
募集委託並びに償還金支払及び買入消却事務委託契約(住宅金融支援機構住宅宅地債券特第88回50)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年8月20日	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内1-3-3	会計規程第25条第1項 住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間(初回償は10年債)、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、年2回の積み立てを最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があることから、当初に契約を締結した相手方と随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間(初回償は10年債)、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、年2回の積み立てを最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成21年8月21日	福岡法務局 福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,617,000	1,617,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年8月24日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	14,790,000	14,790,000	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約によらざるをえないものである。	9	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成21年8月25日	熊本地方務局 熊本県熊本市大江3-1-53	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,085,000	1,085,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 麻生隆 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成21年9月3日	仙台法務局 宮城県仙台市宮城野区名掛丁128	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,432,400	1,432,400	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
金融管理サポートシステムのメンテナンス	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年9月4日	株式会社ティージー アイ・フィナンシャル・ソリューションズ 東京都品川区東品川4-12-2	会計規程第25条第1項 金融管理サポートシステムは、契約相手先が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、メンテナンスを実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。	28,371,000	28,371,000	100.00%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、メンテナンスを実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるをえないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年9月4日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	11,984,000	11,984,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
弁護士委任契約	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年9月9日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 本件は、特殊事情により融資予約を解除するために弁護士に委任したものである。融資予約解除のための裁判所への訴訟提起のため、特殊事情対応に精通した弁護士と随意契約したものである。	3,150,000	着手金 525,000円ほか	100.00%	-	融資予約解除のための裁判所への訴訟提起のため、特殊事情対応に精通した弁護士と随意契約したものである。	19	
テレビCM広告	契約担当役 吉村正弘 北海道札幌市中央区北3条西13-3-13	平成21年9月15日	株式会社ピーアールセンター 北海道札幌市中央区北1条西8-2-8	会計規程第25条第1項 本件は、STVから提案された企画物広告で、同社のみが供給できる広告枠であり、かつ、同社より広告代理店の指定があったため契約相手方と随意契約したものである。	1,499,400	1,499,400	100.00%	-	STVから提案された企画物広告で、同社のみが供給できる広告枠であり、かつ、同社から広告代理店として契約相手先の指定があったことから、同社との随意契約によらざるをえないものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年9月16日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,267,000	1,267,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
会計監査人との監査契約	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年9月18日	あずさ監査法人 東京都新宿区津久戸町1-2	会計規程第25条第1項 本件は、会計監査の委託を行うものである。 会計監査人は、「中央省庁等改革の推進に関する方針」に基づき、各独立行政法人が会計監査人の候補者名簿を主務大臣に提出することとされており、候補者については、機構のHPにより募集を行い、経験、価格等について評価を行い順位付けを行っている。主務大臣は、当該候補者名簿を踏まえ、独立行政法人通則法第40条の規定に基づき会計監査人を選任し、機構は当該会計監査人と随意契約したものである。	50,400,000	50,400,000	100.00%	-	会計監査人は、「中央省庁等改革の推進に関する方針」に基づき、各独立行政法人が会計監査人の候補者名簿を主務大臣に提出することとされており、候補者については、機構のHPにより募集を行い、経験、価格等について評価を行い順位付けを行っている。主務大臣は、当該候補者名簿を踏まえ、独立行政法人通則法第40条の規定に基づき会計監査人を選任し、機構は当該会計監査人と随意契約したものである。	1	
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年9月29日	有限会社若松エンタープライズ 埼玉県戸田市下前2-12-13-1101	会計規程第25条第1項 当該借上宿舍は、人事異動に伴い職員宿舍の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため随意契約したものである。	1,730,000	1,730,000	100.00%	-	当該借上宿舍は、人事異動に伴い職員宿舍の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため随意契約したものである。	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。
その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

(※) 本表は、平成21年9月末時点の情報に基づき作成。